

## 承継届出

公害関係法令に基づく「承継届出」の手続きについて案内します。

法令等の名称	下記公害関係法令
手続名	承継届出
手続根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>大気汚染防止法第 12 条第 3 項(第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 31 第 2 項において準用する場合を含む)</li><li>水質汚濁防止法第 11 条第 3 項</li><li>ダイオキシン類対策特別措置法第 19 条第 3 項</li><li>騒音規制法第 11 条第 3 項</li><li>振動規制法第 11 条第 3 項</li><li>福島県生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 3 項(第 36 条第 3 項、第 41 条第 1 項、第 46 条、第 58 条第 3 項、第 69 条第 3 項)</li><li>福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第 16 条第 3 項(第 21 条第 1 項)</li><li>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 6 条の 2 第 2 項</li></ul>
手続対象者	特定施設等を承継した事業者
提出時期	特定施設等を承継した日から 30 日以内
提出方法	原則持参
添付書類・部数	(添付書類) ※特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る承継のみ必要 <ul style="list-style-type: none"><li>地位を承継した相続人であって、2 以上の相続人の全員の同意により選定された場合は、様式第 3 の 3 による書面及び戸籍謄本</li><li>前記以外の相続人である場合は、様式第 3 の 4 による書面及び戸籍謄本</li><li>合併によって承継した法人である場合は、添付書類なし</li></ul> (部数) 正本 1 部及びその写し 1 部(計 2 部)
提出先・受付窓口	環境部 環境保全センター
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土日祝日、年末年始を除く)

### <連絡先>

環境部 環境保全センター

〒963-8024

福島県郡山市朝日三丁目 5-7

電話番号: 024-923-3400

ファックス番号: 024-925-9029

kankyoutc@city.koriyama.lg.jp

承継届出書

令和 年 月 日

郡山市環境保全センター所長 殿

住所 郡山市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 名称 〇〇株式会社

職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

承継先（現在の届出者）の内容で記入する

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号)

ばい煙発生施設・特定施設等に係る届出者の地位を承継したので、次の規定により届け出ます。

□ 大気汚染防止法 第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）

届出のあるものに✓する

□ 水質汚濁防止法 第11条第3項

□ ダイオキシン類対策特別措置法 第19条第3項

□ 騒音規制法 第11条第3項

該当箇所以外の部分は二重線で消す

□ 振動規制法 第11条第3項

☑ 福島県生活環境の保全等に関する条例 ~~第19条第3項（第36条第3項、第41条第1項、第46条、第58条第3項、第69条第3項）~~

□ 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第16条第3項（第21条第1項）

□ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第6条の2第2項

Table with columns for facility name, location, type, and various regulations. Includes checkboxes and specific notes like '別紙によるものでも可' and '記入しないこと'.

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4と
3 特定工場における公害防止組織の整備証する書面を添えること。

～福島県生活環境の保全等に関する条例一覧～
第19条第3項：ばい煙指定施設等に係る承継の届出
第36条第3項：排水指定施設に係る承継の届出
第41条第1項：特定施設に係る承継の届出
第58条第3項：揚水設備に係る承継の届出
第69条第3項：騒音指定施設に承継の届出